

平成25年度補正
定置用リチウムイオン蓄電池
導入支援事業費補助金

—補助対象機器の公募—

公 募 要 領

平成26年3月

平成25年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象機器の応募をされる皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対して厳正に処分しております。

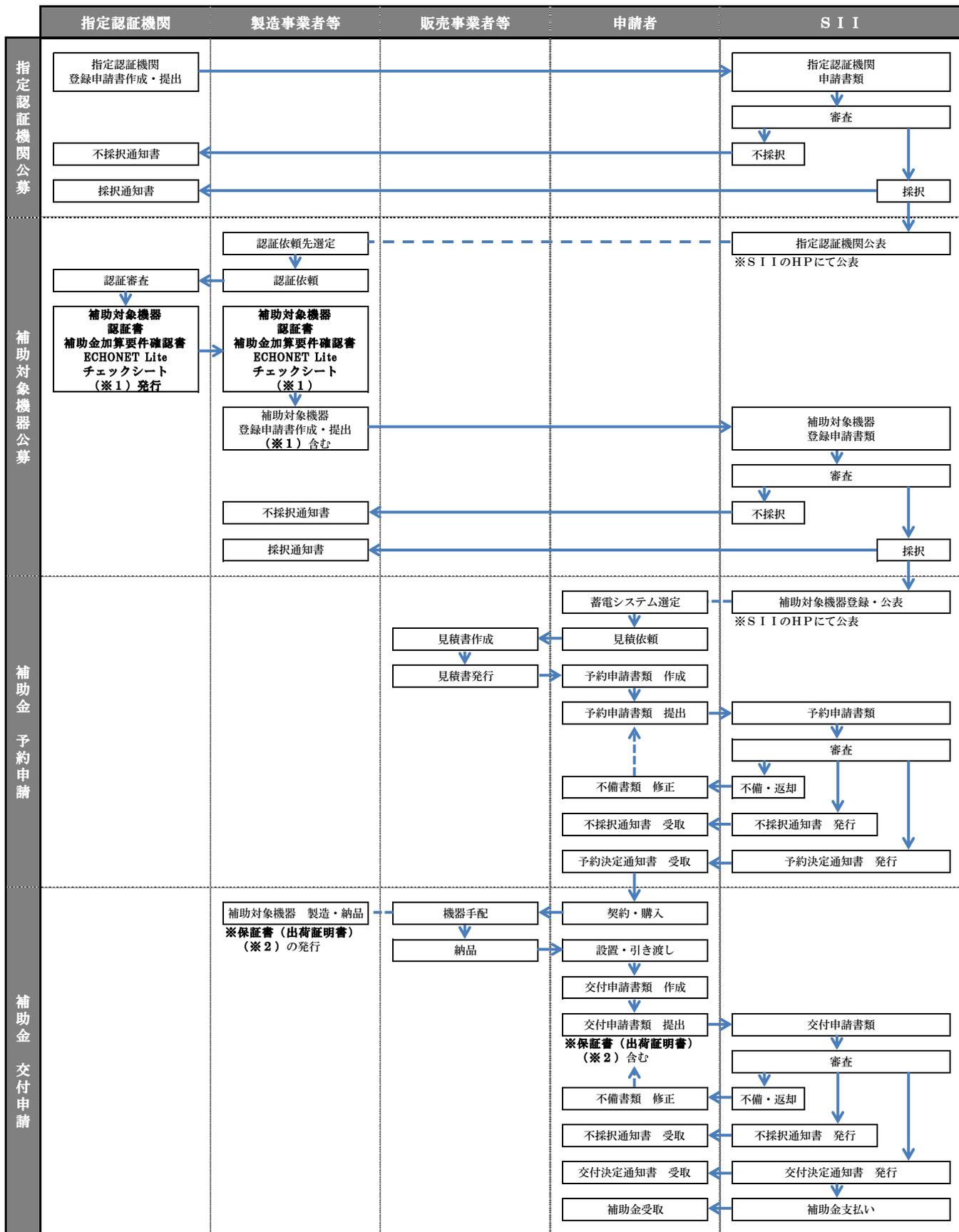
従って、当法人の補助金に対する補助対象機器の応募をされる方におきましては、以下の点につきましては、十分ご認識された上で申請を行っていただきますようお願いいたします。

《参考》

1. 補助対象機器の登録を行った申請者は、SIIが行う監査や会計検査院による会計監査に備え、申請書全てについて、その一式を本補助金事業の終了、または、当該リチウムイオン蓄電システムの販売終了後から最低6年以上保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力しなければなりません。
2. 補助対象機器の登録を行う申請書において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。SIIにより虚偽が認められた場合、当該製造事業者等に対して内部調査を指示し、その結果を文書でSIIに報告させることができるものとします。
3. 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとします。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、当該機器及び関連資料の提出を命じ、製造事業者等の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとします。
4. 前項により製造事業者等に不正行為があったと認められたときは、機器の指定を取消すとともに、製造事業者等の名称及びその内容を公表し、SIIの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとします。
5. 補助金受給に係る不正行為について、SIIにより補助対象機器製造事業者等の関係者の関与が認められたときは、機器の指定を取消すとともに、製造事業者等の名称及びその内容を公表し、SIIの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとします。
6. 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金が交付されているときには、当該機器の製造事業者等に対して期限を付して当該補助金相当額を請求するものとします。

1. 事業概要	1
2. 事業スキーム	2
3. 補助対象範囲	3
4. 補助率・補助額の考え方	4 ~ 5
5. 補助対象機器公募概要	6
6. 補助対象機器登録までの流れ	7
7. 補助対象	8
8. 性能及び表示基準	9 ~ 11
9. パッケージ型番の考え方	12
10. 補助対象機器申請範囲例	13 ~ 14
11. 補助対象機器登録事業者の要件	15
12. 同意事項	16
13. 申請方法・申請書類	17
14. 補助対象機器の公表・通知、採択後の要件、問合せ先	18

1. 事業名 : 平成25年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
2. 事業目的 : 本事業は、電力需給対策の一環として、一般家庭及び事業所等で定置用リチウムイオン蓄電池（以下、「蓄電システム」という。）の導入に際し、設置する機器及び付帯設備費用を補助し、電力使用の合理化の取り組みを促進することを目的とします。
3. 補助対象機器 : 一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が補助対象機器として認めたりチウムイオン蓄電システム
※補助対象範囲については、P3をご参照ください。
4. 補助対象者 : ・ 個人（個人事業主含む）
・ 法人
※リース等により設置する場合は、所有権者となる事業者と共同で申請してください。
5. 補助額 : 蓄電システム購入金額と、機器毎に定められた目標価格との差額の2/3以内
(補助率) ※詳しくは、P4・P5をご参照ください。
6. 補助上限額 : 【個人・法人】 1住宅あたり上限100万円
【法人】 1事業所あたり上限1億円
7. 補助金申請方法 : 『予約申請』と『交付申請』の2段階
- ①『予約申請』は、契約・購入、設置前に「補助金予約申請書」（以下、「予約申請書」という。）をS I Iへ提出し、S I Iから「予約決定通知書」を受領してください。
- ②『交付申請』は、補助対象機器の設置・引き渡しの完了、及び補助対象費用の支払いが完了した後、「交付申請書 兼完了報告書 兼取得財産等明細表」（以下、「交付申請書」という。）をS I Iへ提出し、S I Iから「交付決定通知書」を受領してください。
8. 申請受付 : ①予約申請受付期間
平成26年3月17日（月）～平成26年12月31日（水）（必着）
※予約申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても予約申請の受付を終了します。
- ②交付申請受付期間
平成26年3月17日（月）～平成27年1月31日（土）（必着）
9. 補助事業費総額 : 100億円



S I I に機器登録された蓄電システムを補助対象とします（※1）。
蓄電システム設置に伴う諸経費、工事費等、その他の費用については補助対象外とします。

		蓄電システムの蓄電容量	1.0kWh未満	1.0kWh以上
蓄電システム費用	本体機器	下記①②の両方を備えた蓄電システム ①蓄電池部（リチウムイオン蓄電池） ②電力変換装置（※2） （インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等） ③蓄電システム制御装置（※3） ④計測・表示装置（※3） ⑤キュービクル（※4）	補助対象外	補助対象
	その他費用	工事 蓄電システムの設置に伴う工事費（基礎工事、据付・配線工事含む） その他 消費税、サービス利用料、通信費、申請手数料等		補助対象外

※1 未使用品に限る。

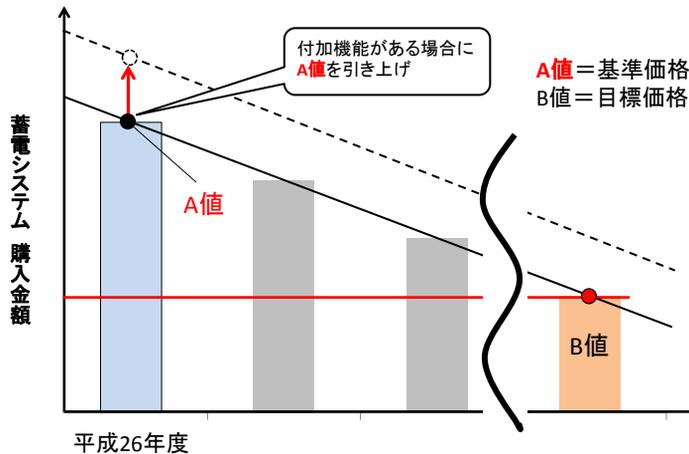
※2 対象蓄電システムに付随するものに限る。

※3 他の機器に付随しないものであること。また蓄電システムと共に認証を取得し、パッケージ型番として補助対象機器登録申請を行える場合のみ補助対象とする。

※4 蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器、配線等を収納する箱（外箱）であり、各種法令により定められた基準に準拠するものとする。また蓄電システムと共に認証を取得し、パッケージ型番として補助対象機器登録申請を行える場合のみ補助対象とする。

1. 設定目的 将来、自立的に普及する蓄電システム市場を成立させるため、機器毎の基準価格をベースに補助率を変動させます。製造・販売事業者側が機器の価格を低減させた際にインセンティブを付与し、それによる市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させることを目的とします。

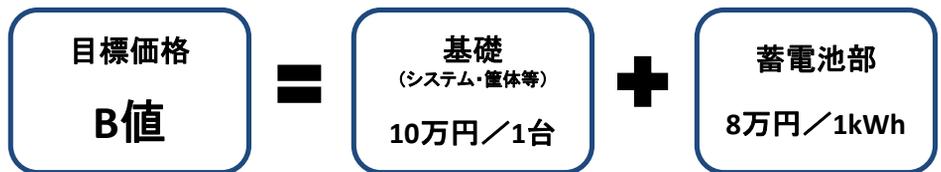
※市場価格の状況により、基準価格や目標価格を見直す場合があります。



(1) 補助対象経費

蓄電システム購入金額と、機器毎に定められた目標価格（B値）との差額を補助対象経費とします。

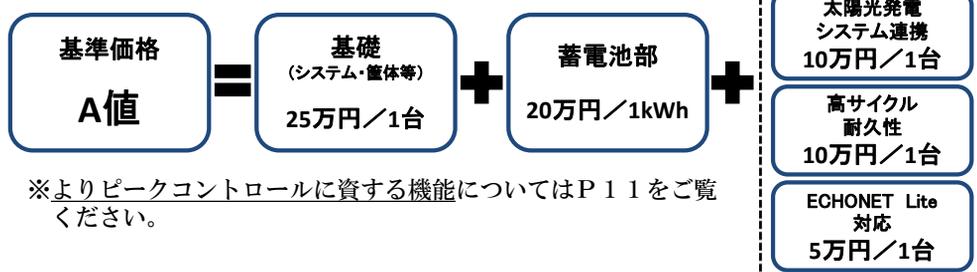
■ 目標価格（B値）算定根拠



(2) 機器毎の基準価格

蓄電容量をベースに機器毎の基準価格（A値）を補助対象機器登録時に設定します。また以下の、よりピークコントロールに資する機能に対して、基準価格（A値）を引き上げます。

■ 基準価格（A値）算定方法



※よりピークコントロールに資する機能についてはP11をご覧ください。

(3) 補助率・補助額

蓄電システム購入金額が、機器毎に定められた基準価格（A値）に対して

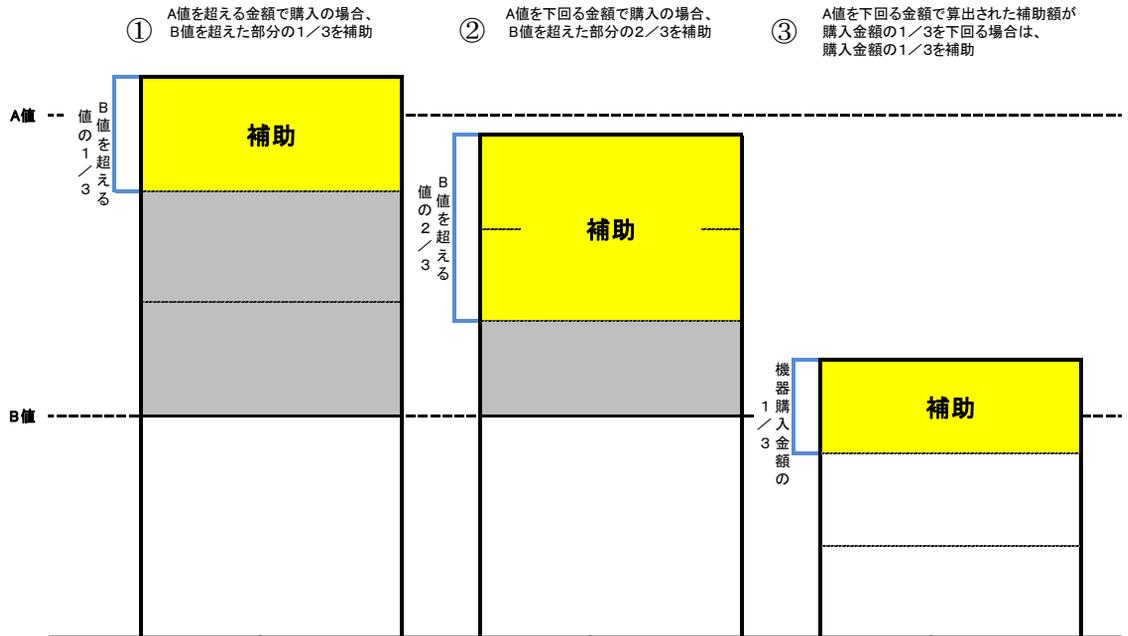
- ①上回る場合、補助対象経費の1/3を補助
- ②同等もしくは下回る場合、補助対象経費の2/3を補助
- ③下回り、且つ補助額が購入額の1/3を下回る場合は、購入額の1/3を上限として補助

※審査により、補助額が減額される場合があります。

2. 補助額の考え方

例 A社蓄電システム		系統連系等あり	
仕様：蓄電容量7kWh/1台		ECHONET Lite対応機能あり	
太陽光発電システム連携あり		の場合	
基準価格 (A値) = 190万円		目標価格 (B値) = 66万円	
25 + 140 + 10 + 10 + 5 = 190		10 + 56 = 66	
基礎 電池部 系統 太陽光 ECHONET		基礎 電池部	

(1) 補助率の考え方

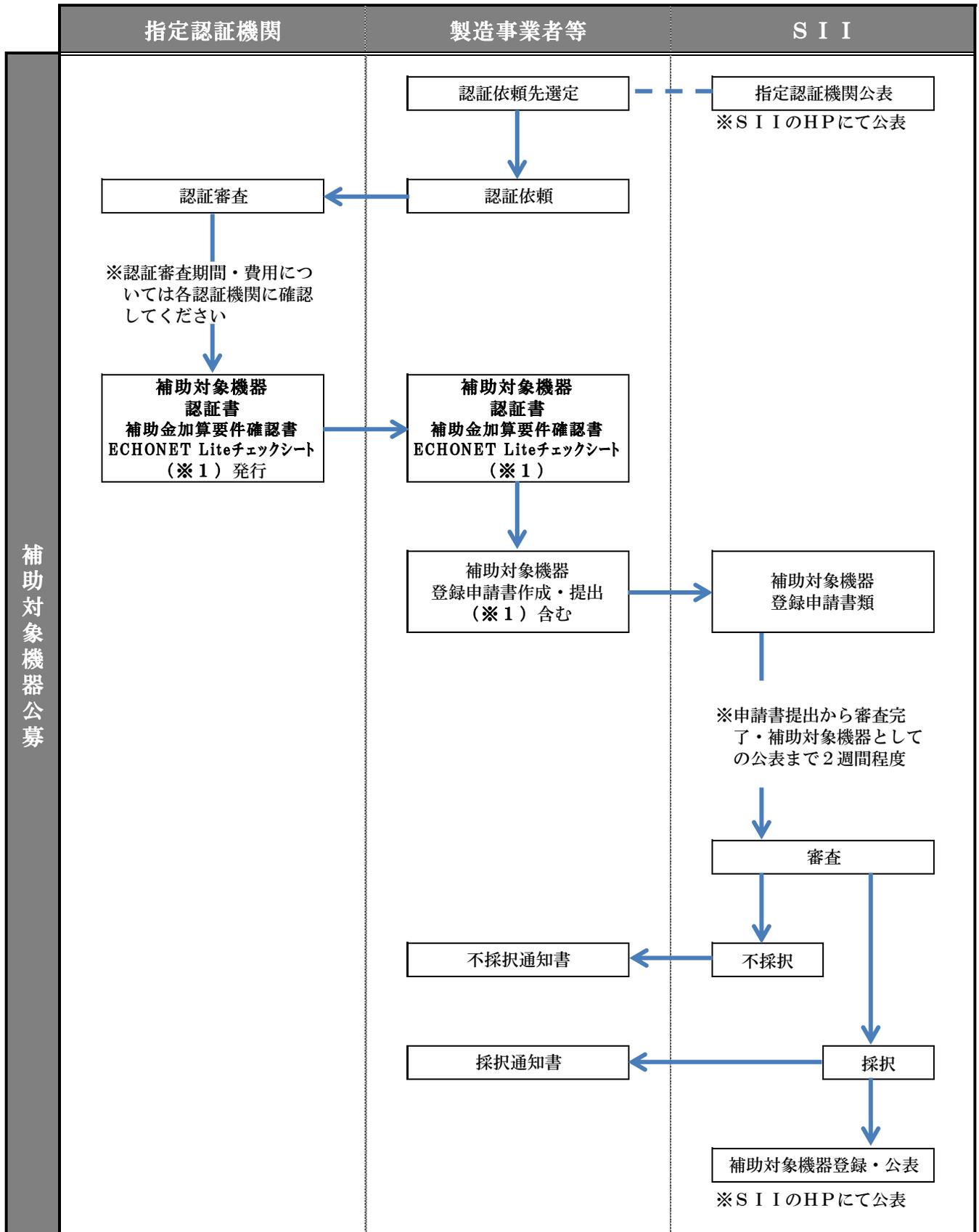


(2) 補助額の計算例

	計算例①	計算例②	計算例③
購入金額	200万	150万	130万
	2,000,000 - 660,000 購入金額 B値	1,500,000 - 660,000 購入金額 B値	1,300,000 - 660,000 購入金額 B値
補助対象経費	1,340,000	840,000	640,000
	2,000,000 > 1,900,000 購入金額 A値	1,500,000 ≤ 1,900,000 購入金額 A値	1,300,000 < 1,900,000 購入金額 A値
補助率	補助対象経費から補助率1/3を補助	補助対象経費から補助率2/3を補助	機器購入金額から補助率1/3を補助
	1,340,000 × 1/3 補助対象経費 補助率	840,000 × 2/3 補助対象経費 補助率	1,300,000 × 1/3 購入金額 補助率
補助額	446,666	560,000	433,333

※小数点以下は切り捨てとします。

1. 公募名称 : 平成25年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
補助対象機器の公募
2. 公募対象機器 : リチウムイオン蓄電システム
- 事前に指定認証機関によって本補助金の補助対象基準を満たしているかの審査を受け、認証書等が発行されている機器を対象に公募します。
3. 公募対象者 : 下記のいずれかのものを公募対象者とします。
- ・蓄電システムの製造事業者
 - ・蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売するもの
4. 申請方法 : 申請書をS I Iのホームページからダウンロードし、申請書の他必要書類を下記の申請受付期間内に提出してください。
5. 公募期間 : 平成26年3月10日(月) ~ 平成26年11月30日(日) (必着)
(申請受付期間)
- 【一次公募期間】
平成26年3月10日(月) ~ 平成26年3月13日(木) (17:00 必着)
- ※一次公募期間以降の申請についても、随時受け付け、発表を行います。
6. 公募説明会 : 補助対象機器の公募にあたり、以下の会場・日程にて説明会を開催予定です。
- | | |
|---------------|------|
| 平成26年3月11日(火) | 東京会場 |
| 平成26年3月12日(水) | 大阪会場 |
| 平成26年3月13日(木) | 仙台会場 |
| 平成26年3月14日(金) | 福岡会場 |



1. 補助対象機器 : 蓄電システムは、1.0 kWh以上の蓄電池部と、インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、指定認証機関によって、SIIが定める補助対象基準に準拠していることが認められている蓄電システムとします。また蓄電池部は、リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により、発生する電気的エネルギーを供給する充電式のリチウムイオン蓄電池とします。

「平成23年度定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金」の補助対象機器として採択されていた蓄電システムについては、指定認証機関による新たな認証を必要とせず、過去に取得している認証書をもって補助対象機器の申請を受付けます。ただし、本制度において補助金額に関係する付加機能の審査については、指定認証機関によって追加審査を受けて下さい。

2. 補助対象基準 : 補助対象機器となる蓄電システムの安全基準、技術基準の詳細については、「平成25年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」を参照してください。また、補助対象については、今後国内外における規格の整備の進捗、その他の市場環境の変化に応じ、所要の措置を講じた上で修正する可能性があります。

基準		技術基準	提出書類
性能及び表示基準		①蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）に関して、一定の基準をみとすこと。 ②定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 ※詳細は「補助対象基準 2 性能及び表示基準」及び「性能基準項目の測定方法（補助対象基準 別紙1）」を参照してください。	測定データ、製品の添付書類などを指定認証機関が確認をした書類（認証機関が発行する認証書もしくは付属書の写し）
安全基準	蓄電池部	「JIS C8715-2」に準拠すること。 ※詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照してください。	指定認証機関による部品認証に合格したことを証明する認証書など
	蓄電システム	「蓄電システムの一般及び安全要求事項（1）（別紙2）」、または「蓄電システムの一般及び安全要求事項（2）（別紙3）」、及び「蓄電システムの一般及び安全要求事項（2）の補足（別紙4）」に準拠すること。蓄電池部の定格容量が4800Ah・セル以上の蓄電システムは、上記蓄電システムの安全基準、または別途定める蓄電システムの安全基準を満足すること。 ※その他詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照してください。	指定認証機関による蓄電システム認証に合格したことを証明する認証書など

1. 性能及び表示基準

補助対象機器の審査を申請する事業者（製造事業者等）は、該当機器が次に示す基本性能及び表示基準を満たすことを確認しなければなりません。なお、表示は、蓄電池部と蓄電システムのどちらに関する事項であるかを明確にしてください。

2. 蓄電池部

蓄電池部とは、リチウムイオン蓄電池（単電池、または組電池）と、これを制御する制御部（バッテリーマネージメントユニット等）を含む、蓄電システムの構成部品です。

(1) 定格容量

「JIS C8715-1」で定められた方法により、単電池の定格容量を指定すること。定格容量の単位はAhとします。製造事業者は、単電池の容量の測定値を提出し、定格容量がこれらの測定値以下に設定されていることを示すこと。指定認証機関の審査を受け、指定認証機関発行の蓄電池部認証書もしくは付属書の数値を補助対象機器の申請書に明記してください。

※詳細は「補助対象基準 2 性能および表示基準」を参照してください。

(2) 公称電圧

単電池の電圧を指定又は同定するために用いられる適切な電圧値を指定すること。指定認証機関の審査を受け、指定認証機関発行の蓄電池部認証書もしくは付属書の数値を補助対象機器の申請書に明記してください。

(3) サイクル耐久性

「補助対象基準（別紙1）」に基づき、サイクル試験を行い、③サイクル試験のステップ6で算出される試験後の容量の定格容量に対する割合が60%以上であること。サイクル試験結果を補助対象機器の申請書に明記してください。

3. 蓄電システム

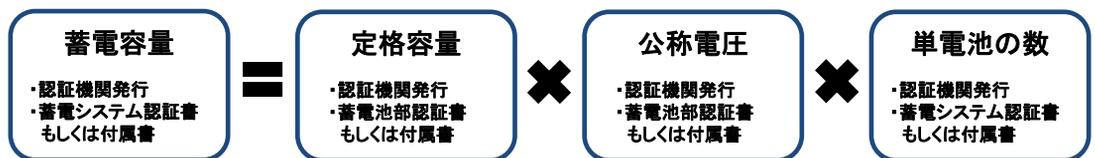
蓄電システムとは、蓄電池部とインバータ等の半導体電力変換装置等からなるシステムです。

(1) 定格出力

定格出力を指定して補助対象機器の申請書に明記してください。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とします。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとします。

(2) 蓄電容量

単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の蓄電容量（小数点以下第二位を四捨五入）が、1.0 kWh以上である数値を、基準価格（A値）の算定に使用する蓄電容量とします。指定認証機関に認証を受け、蓄電システム認証書もしくは付属書に記載されている蓄電容量を補助対象機器の申請書に明記してください。蓄電容量の単位はWh、kWh、MWhのいずれかとします。



(3) 保有期間

補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数（6年間）の期間、適正な管理・運用を図る必要があります。このことを補助対象機器の添付書類に明記してください。

(4) 修理保証

対象システムの納品完了日（設置完了日）より、6年間の修理保証をする必要があります。ただし、無償修理、有償修理は問いません。なお、修理保証として対象システムの納品完了日（設置完了日）より6年間は、該当システムの所有者（購入設置者）からの求めに応じ、適切な点検及び修理を行うことを保証し、保証期間を補助対象機器の申請書及び添付書類に明記してください。また、当該システムの所有者からの求めに適切に対応することが可能な体制を維持し、保守部品等を保持してください。

(5) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄または回収する方法について、補助対象機器の添付書類・製品情報URL上に明記してください。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記してください。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(6) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、補助対象機器の製品URL上に明記してください。

(7) 付加機能（よりピークコントロールに資する機能）

本補助金の補助額に関する付加機能（系統連系等、太陽光発電システム連携、高サイクル耐久性、ECHONET Lite対応）については、予め指定認証機関の審査を受けたうえで、指定認証機関発行の補助金加算要件確認書、各機能毎に機能の内容などが明記された書類（※）を提出してください。また、指定認証機関の審査を受ける際に提出された配線系統図（本補助金の補助額に関する付加機能までの配線が朱書きされている図面）を補助対象機器の申請書に明記してください。

※ ECHONET Lite対応に関しては指定認証機関発行のECHONET Liteチェックシートと指定認証機関の審査を受ける際に提出された「定置用リチウムイオン蓄電池補助金の付加機能」に関する宣言書を合わせてご提出ください。

付加機能	審査基準	提出書類
系統連系等	カタログあるいは取扱説明書などに、系統連系可能である旨が明記されていること。系統連系可能である旨の明記がない場合は、系統運転と蓄電池運転の切換時間が10ms以下であり、かつ、任意の時間にタイマー、通信制御のいずれかにより充電を行う機能を有していること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	認証機関が発行する付加機能加算要件確認書
太陽光発電システム連携	太陽電池用直流入力端子、太陽電池用交流入力端子、または太陽電池出力状態を監視する機能があること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	認証機関が発行する付加機能加算要件確認書
高サイクル耐久性	2000回繰り返し充電を行った後の容量が、定格容量の80%以上であること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	認証機関が発行する認証書又は、付属書の写し
ECHONET Lite対応	ECHONET Lite 規格に準拠し、かつ、接続可能なHEMS機器がカタログ、パンフレット等に記載されていること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	認証機関が発行する補助金加算要件確認書・チェックシート、及びS I Iが指定する宣言書

(8) メーカー希望小売価格の表示

補助金の適切な運用を踏まえ、S I Iではメーカー希望小売価格の設定をすることを推奨致します。メーカー希望小売価格の設定がされず、オープン価格であることの表示をする場合であっても補助対象機器として登録する機器の適正価格を補助対象機器の申請書及び、添付書類に明記してください。機器購入者が補助金申請をするに当たりS I Iの審査基準の参考とする為、そのことを十分留意し適正価格をS I Iへ申請してください。なお、申請された価格は公表しません。

(9) 蓄電システム銘板

蓄電システムの銘板を補助対象基準に準拠するほか、補助金申請の際に必要な銘板写真を撮影することを十分留意し、補助対象機器の銘板写真サンプルを補助対象機器の申請書類に添付してください。極小の文字、反射しやすい材質、メーカー名、型番、製造番号が認識しづらい色使い等には特に注意してください。

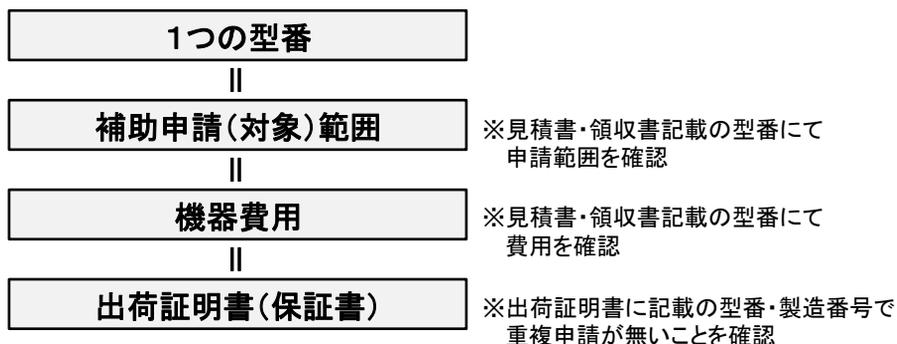
(10) 出荷証明書（保証書等）

1つのパッケージ型番ごとに、出荷される単位で製造番号が印字された証明書（保証書等）を製品に添付してください。

※詳しくはP12をご参照ください。

1. パッケージ型番

本補助金の申請・審査を迅速（簡易）に行うために以下のルールで運用します。



出荷時に、蓄電池部、電力変換装置、計測表示装置、その他がそれぞれ品番によって管理されている場合は、必ずパッケージ化したシステムを一つの製品として認識できる『パッケージ型番』を付番してください。

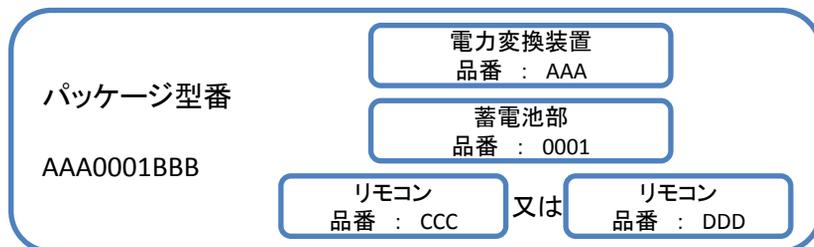
2. パッケージ型番の付番基本ルール

- ①機器登録は、原則としてパッケージ毎（システム認証取得ごと）に型番登録を行ってください。
- ②登録されたパッケージ型番について、機器（品番）の組み合わせは一つであること。
 ※ 類似する製品（ケーブルの長短・リモコンの種別等）による組み合わせの違いであってもその費用に差異が生じる場合があるため組み合わせ毎に型番登録を行ってください。

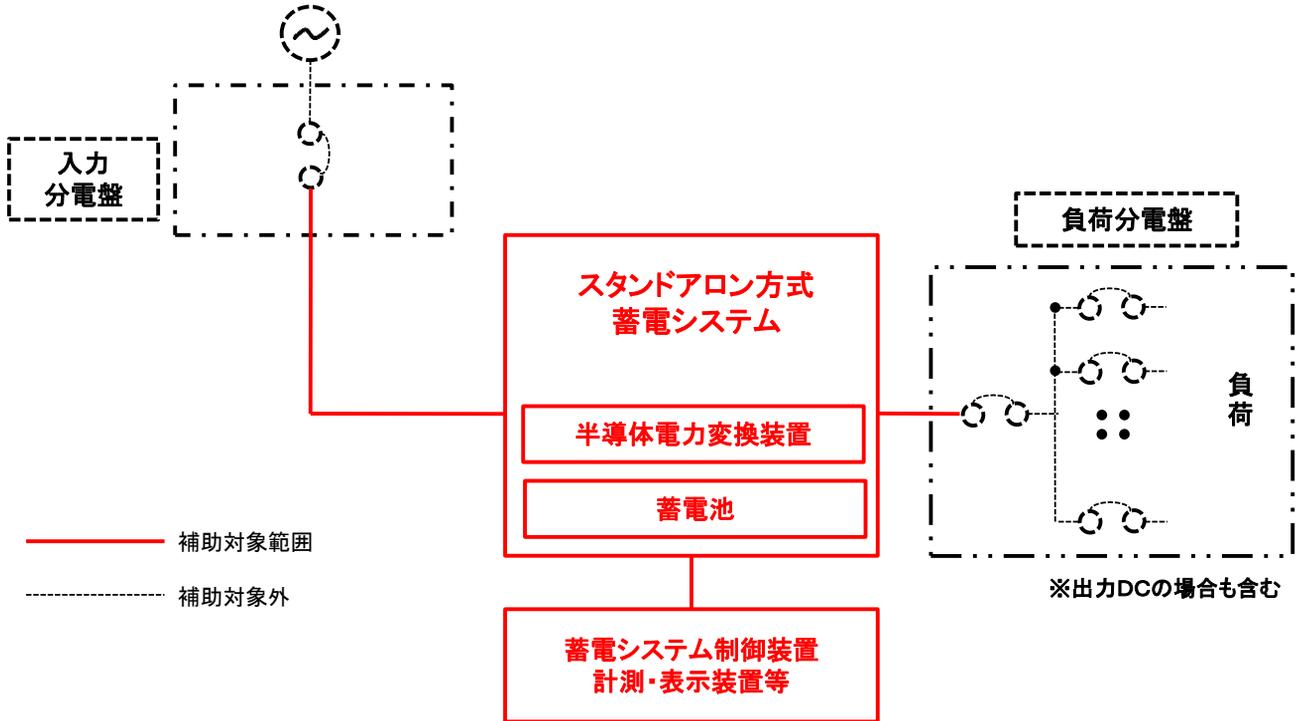
□認められる組み合わせ例



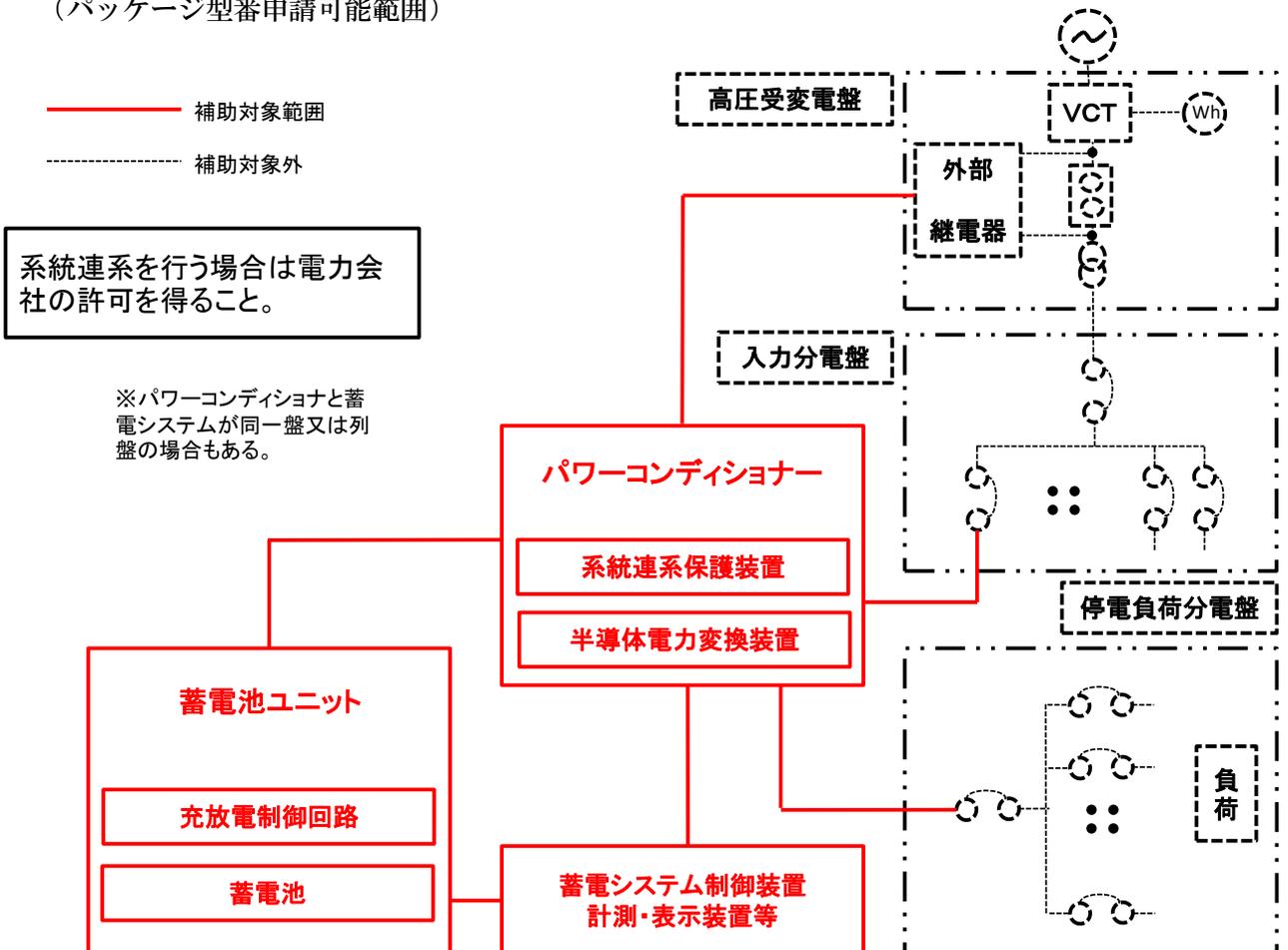
□認められない組み合わせ例 ※複数の組み合わせがある



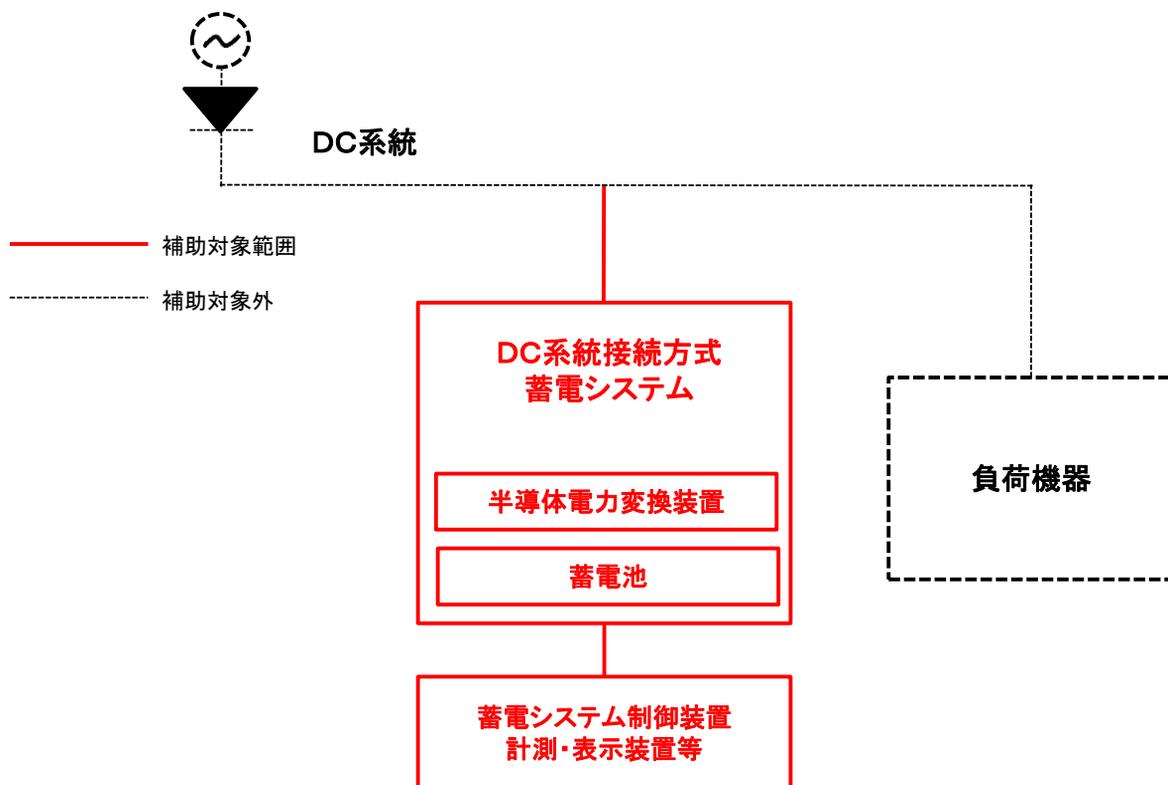
1. スタンドアロン方式蓄電システム補助対象範囲例
（パッケージ型番申請可能範囲）



2. 系統連系方式蓄電システム補助対象範囲例
（パッケージ型番申請可能範囲）



3. DC系統接続方式蓄電システム補助対象範囲例 （パッケージ型番申請可能範囲）



※ 蓄電システムに必要な接地端子までは補助対象範囲とする。

※ 付加機能として「太陽光発電システム連携」を申請する場合、太陽光発電システム連携用の配線は補助対象範囲とする。（P13・14の補助対象範囲のいずれかと、太陽光発電システムが直接連携していること）

- (1) 補助対象機器に該当する蓄電システムを国内において自社の製品として販売している、または販売を予定しているものとします。販売開始時期を補助対象機器の申請書に明記してください。また、指定認証機関より発行された認証書を添付してください。

※他社製品の蓄電システム（認証書の発行先が申請事業者と不一致）をOEM製品としてS I Iに補助対象製品として申請する場合は、補助対象機器の申請書類にOEM契約書を添付してください。
- (2) 事業及び企業の継続性があること。
- (3) 製造、販売事業者として、製造物責任法（PL法）を遵守できること。
- (4) 複数の品番で構成される蓄電システムを販売する場合は、必ず指定認証機関により認証を受けた一連の機器を一つにまとめたパッケージ型番を付番し販売できること。また、上記の場合はパッケージ型番の構成部品を補助対象機器の申請書及び添付書類に明記してください。パッケージ型番については「パッケージ型番の考え方」（P 1 2）を参照してください。
- (5) 一つ一つのパッケージ型番に対し、必ず出荷証明書の発行を行い、同梱・出荷できること。出荷証明書とはパッケージ型番と固有の製造番号が印字されている製品保証書等であること。
- (6) 出荷・サービスに関しては情報セキュリティに配慮すること。
- (7) 有償無償を問わず、補助対象機器の法定耐用年数の間、設置する蓄電システムの保証、修理、メンテナンス、サポートが継続して行えること。
- (8) (7) を実行するための国内拠点を有すること。
国内サービス拠点数を補助対象機器の申請書に明記してください。
- (9) 申請事業者固有のホームページを有し、企業情報、並びに製品情報の掲載が出来ること。
事業者URLと製品情報URLを補助対象機器の申請書に明記してください。
- (10) 使用済み蓄電池を適切に廃棄または回収する方法を使用者（所有者）に明示してください。明示は、補助対象機器の添付書類に明記するとともにホームページにも明記してください。蓄電池部分が分離されるものについては蓄電池部の添付書類に明記してください。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」
- (11) 申請する補助対象機器を生産（販売）完了とする場合は、予めS I Iへ報告すること。

※ 生産完了に際しては、S I I ホームページに掲載されている補助対象機器一覧内に「生産完了」を掲載します。

- (12) 次項にある同意事項に同意すること。

本補助金の補助対象機器に登録をする事業者は、以下の各事項に同意すること。

- ① 本事業で定める補助対象基準は補助対象を選定するための基準であり、対象とする蓄電システムの安全性についてS I Iが担保するものではありません。設置された補助対象機器により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてS I Iは一切の責任を負わないこととします。製品の瑕疵については、補助対象機器を出荷・販売した事業者等が責任を負うこととします。
- ② 補助対象機器として登録した機器に不具合（製品の個体差によるものは含まず）が見つかった場合は、その対策を進めるとともに、速やかにS I Iへの報告を行ってください。S I Iは、その不具合の内容により文書での報告を求めることが出来るものとします。
- ③ S I Iは、製品の恒常的な安全を促すために、必要に応じて格別の理由なく、単独、あるいは指定認証機関と共に製造事業者等の立入検査ができます。製造事業者等は、S I Iから検査の求めに応じなければなりません。また、S I Iは、検査の結果に応じて、その事業者の指定機器をすべて対象外とする場合があります。
- ④ 蓄電システムの機器登録を行った申請者は、申請書類全てについてその一式を本補助事業の終了から最低6年間以上保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力しなければなりません。
- ⑤ 蓄電システムの機器登録を行う申請書において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。S I Iにより虚偽が認められた場合、当該製造事業者等に対して内部調査を指示し、その結果を文書でS I Iに報告させることができるものとします。
- ⑥ 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとします。この場合において、S I Iが審査のために必要であると認められるときは、当該機器及び関連資料の提出を命じ、製造事業者等の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとします。
- ⑦ 前項により製造事業者等に不正行為があったと認められたときは、機器の指定を取消すとともに、製造事業者等の名称及びその内容を公表し、S I Iの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとします。
- ⑧ 補助金受給に係る不正行為について、S I Iにより製造事業者等の関係者の関与が認められた場合、その事業者の指定機器を全て対象外とする場合があります。
- ⑨ 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に本補助事業の補助金が交付されているときには、製造事業者等に対して期限を付して当該補助金相当額を請求するものとします。
- ⑩ 前項の補助金相当額を請求したときには、当該補助金受領者が補助金を受領した日から製造事業者が納付する日までの日数に応じて、請求額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金をあわせて製造事業者等から徴収するものとします。
- ⑪ 製造事業者等が納付すべき額を納期日までに納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。
- ⑫ 申請された内容に変更（機器に係る仕様、印刷物・ホームページ等含む）があった場合は、S I Iへの報告を行ってください。変更の内容についてS I Iが適切でない判断した場合は、速やかに原状復帰、または追加の変更・修正を行ってください。

1. 申請書の入手方法 S I I ホームページ (<http://sii.or.jp/>) から申請書式をダウンロードし、提出に必要な書類を作成してください。

2. 提出書類

No.	形式	書類名称	部数	備考
1	様式1	蓄電システム登録申請書	1部	
2	様式2	蓄電システム登録情報	1部	
3	様式3	蓄電システム概要1	機器数分	
4	様式4	蓄電システム概要2	機器数分	
5	様式5	蓄電システム概要3	機器数分	
6	様式6	蓄電システム概要4	機器数分	
7	自由形式	申請法人の定款	1部	
8	自由形式	申請法人の概要	1部	
9	自由形式	決算報告書(直近3期分)	1部	
10	定型	商業登記簿謄本	1部	原本
11	認証機関 指定形式	指定認証機関発行 蓄電システム認証書	機器数分	写し
12	認証機関 指定形式	指定認証機関発行 機器安全基準チェックシート	機器数分	写し
13	認証機関 指定形式	指定認証機関発行 蓄電池部認証書	機器数分	写し
14	自由形式	製品仕様書(機器要件に係るもの)	機器数分	
15	自由形式	製品カタログ(申請機器全て記載)	1部	
16	自由形式	取扱説明書、製品価格表、保証書等	機器数分	
17	自由形式	銘板写真サンプル	機器数分	
(18)	認証機関 指定形式	指定認証機関発行 補助金加算要件確認書、ECHONET Liteチェックシート	機器数分	写し
(19)	S I I 指定様式	「設置用リチウムイオン蓄電池補助金の付加機能」に関する宣言書(ECHONET Lite対応の場合のみ)	機器数分	

※(18)、(19)は付加機能がある場合のみ

- ・ 指定書式の書類は、原則すべての項目について記載してください。
- ・ 関係箇所が判別し難い書類(カタログや価格表、契約案等)は付箋やマーカーで目印をつけてください。
- ・ 書類一式をファイルに綴じ、書類名を記した見出し(タブ)をつけてください。
- ・ 3部(正1部、副2部)作成し、2部(正1部、副1部)をS I Iに提出、1部(副)を申請担当者が保管してください。
- ・ 提出書類に不備・不足等がある場合、審査の対象にならない場合があるので、注意してください。

3. 提出先 (問合せ先)

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ(S I I) 審査第3グループ
補助対象機器申請 担当宛

※封筒表面に赤字で『対象登録申請書在中』と必ず記入してください。

TEL: 03-5565-4958

(受付時間: 平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

1. 審査方法 : 関係分野の専門家からなる、外部委員会にて認められた基準に基づき審査を行います。
2. 補助対象機器の公表 : 採択された補助対象機器は、S I I ホームページで公表します。公表する内容は、以下のとおりとします。
- ・事業者名（申請者名）
 - ・製品名称
 - ・パッケージ型番
 - ・定格出力
 - ・蓄電容量
 - ・付加機能の有無
 - ・目標価格（B値）
 - ・基準価格（A値）
 - ・製品情報URL
3. 結果の通知 : S I I ホームページへの掲載後、申請者宛てに書面にて通知します。
4. 本事業の開始以降について : 本事業実施期間中、リチウムイオン蓄電池市場の状況等を踏まえて本事業の補助対象機器の要件が変更される場合があります。その場合、S I I は変更内容及び対応方法について機器製造事業者等に事前に通知するとともに、その内容をS I I ホームページにて公表します。
5. 採択後の要件 :
- ①機器に不具合が見つかった場合
→ 速やかにS I I へ報告を行ってください。
※ P 1 6 同意事項②参照
 - ②申請登録情報に変更があった場合（担当者、住所、HP情報 等）
→ 速やかにS I I へ報告を行ってください。
※ P 1 6 同意事項⑩参照
 - ③機器の仕様を変更する場合（後継含む）
→ 新たなパッケージ型番を付番し新規で補助対象機器の登録を行ってください。
 - ④機器を生産（販売）完了とする場合
→ 生産（販売）完了をする前に、予めS I I へ報告を行ってください。
※ P 1 5 補助対象機器登録事業者の要件（11）参照